

In depth

A look at current
financial reporting issues

IFRS第9号：金融資産の減損
Q&A

No. INT2015-13

March 2015

要点

2014年7月24日、国際会計基準審議会 (IASB) は国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の完全版を公表し、国際会計基準 (IAS) 第39号のガイダンスの大部分を置き換えました。この最終基準には、より早期に減損損失を認識する新しい減損モデルが含まれます。より詳細なガイダンスについては、[In depth INT2014-06「IFRS 第9号：予想信用損失」](#)をご参照ください。

この資料では、新基準の適用にあたり財務諸表の作成者およびレビューワーにより挙げられた最も一般的な論点のいくつかについて、PwCの見解を示しています。IFRS 第9号における認識および測定 of 要求事項とヘッジの要求事項に関する論点は、別個の資料で検討しています。

目次

予想信用損失	1
金融資産の使用部分および未使用部分についての予想信用損失の測定	1
最長の契約期間を超える期間にわたる予想信用損失の測定	2
企業結合における購入した負債性金融商品についての減損の会計処理	3
信用減損金融資産	4
購入または組成した信用減損ローン	4
直接償却要件の信用減損資産への適用	5

予想信用損失

金融資産の使用部分および未使用部分についての予想信用損失の測定

質問

国際財務報告基準(IFRS)第9号の第5.5.20項には、信用リスクに晒される期間が契約期間を超えて延長されたとしても、その期間にわたり予想損失を測定しなければならないとする特定の種類の金融商品の例外が含まれています。この例外は、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む一部の金融商品に適用されます。

これは、例外を適用するためには、信用枠は使用部分と未使用部分の両方を含んでいなければならないことを示唆しているように見えます。しかし、クレジットカードの信用枠などのように多くの場合、信用枠はどの時点においても未使用部分のみからなることがあります。

IFRS第9号の例外を適用するために、金融商品は、測定日において使用部分と未使用部分の両方を含んでいる必要がありますか。

回答

いいえ。この例外の根拠は、IFRS第9号BC5.261項で説明されているように、企業が返済を要求して未使用のコミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対する企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定していない金融商品(契約)について、十分な損失評価引当金が設定できるようにすることです。

金融商品は、報告日時点で引き出された残高がゼロとなる可能性があります。しかし、予想信用損失について、依然として未使用のローン・コミットメントと同じ方法で認識する必要があります。例えば、報告日の直前に組成されたものの未だ使用されていないクレジットカードについて、予想信用損失の認識が要求されます。

また、IFRS第9号B5.5.39項には、融資者がわずかな通知で信用枠を撤回することができるものの、実務上、より長い期間にわたって信用リスクに晒される例として、金融資産としてのクレジットカードが示されています。いずれの時点においても、クレジットカードのポートフォリオには、引き出し済みの金額と未使用の金額が含まれている可能性が高いといえます。

最長の契約期間を超える期間にわたる予想信用損失の測定

質問

ある銀行では、契約上の満期が 12 か月の住宅ローンに顧客に実行しています。この住宅ローンの金利は、各期間の期首時点でその後の 12 か月間について確定します。満期時に、借手と貸手が何もしなければ、当該ローンは次の 12 か月間について自動的にロールオーバー（継続）されます。金利はロールオーバーした時点で適用されるレートに再設定されます。実務上、このようなローンは何度もロールオーバーされ、複数年にわたって継続されることもあります。

この銀行は、このような住宅ローンについて IFRS 第 9 号に従って予想信用損失を測定する際、どの期間を考慮しなければなりませんか。

回答

IFRS 第 9 号 5.5.19 項は、「予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではない」と明記しています。

したがって、この銀行が予想信用損失を測定する際に考慮する期間は、契約上の満期までの最長 12 か月の残りの期間です。信用リスクへのエクスポージャーは、最長 12 か月に限定され、その期間経過後、その裁量でローンを解約することができます。実務上、ローンは複数年にわたりロールオーバーされますが、唯一の重要な事項は、貸手が信用リスクに晒されている契約期間です。

IFRS 第 9 号の下でのこの原則に対する唯一の例外は、企業が契約期間を超えて信用損失のリスクに晒されている、ローンおよび未使用コミットメント部分の両方を含んでいる特定の金融商品です。関連する法域において、ローンが全額使用されたか否かにかかわらず、この銀行は、12 か月末日時点で返済を要求する（すなわち、エクスポージャーを契約期間に制限する）実質的な能力を有しているため、この例外は、上記の設例には適用されません。

企業結合における購入した負債性金融商品についての減損の 会計処理

質問

ある企業が事業を取得し、IFRS 第 3 号「企業結合」を適用して会計処理するとします。購入した事業はいくつかのローンに有しており、取得企業はこれらを償却原価で測定する予定です。IFRS 第 3 号がローンの測定を取得日の公正価値で要求していることを考慮した場合、IFRS 第 9 号に基づき、取得日にローンごとに個別の減損損失の引当金を認識する必要がありますか。

回答

はい。最初に IFRS 第 3 号に従って当該取得を会計処理した後、IFRS 第 9 号に基づき当該ローンの個別の減損損失の引当金を認識する必要があります。IFRS 第 9 号の C7、B41 は、IFRS 第 3 号を修正し、「企業結合の場合、取得企業は、取得日公正価値で測定されている企業結合で取得した資産に対して、取得日時点で個別の評価性引当金を認識してはならない。将来キャッシュ・フローの不確実性の影響は、公正価値の測定値に含まれているからである」という適用指針を提供しています。

これは、IFRS 第 9 号の引当金がのれんの測定に影響しないことを意味します。ただし、以下の IFRS 第 9 号および IFRS 第 3 号の一般原則に対していかなる例外も示されていません。

- のれんは、取得日時点において、識別可能資産および負債の公正価値に対して、移転された対価の超過額として測定される。
- この一環として、ローンは当初に公正価値で計上され、IFRS 第 9 号による引当が行われるのに先立ち償却原価で測定するものに分類される。
- 取得企業は、IFRS 第 9 号に基づき企業結合後の各報告日時点において、取得日以後に信用リスクの著しい増大があるか否かに従い、12 か月または全期間の予想信用損失と同額の損失評価性引当金を測定しなければならない。

この結果、IFRS 第 9 号に従って取得した資産の予想信用損失を会計処理するために、取得後に損失評価引当金を認識することになります。

信用減損金融資産

購入または組成した信用減損ローン

質問

ある企業が 1,000 ポンドのローンを組成しています。ローン期間にわたる金利費用の合計は年 20%で、四半期ごとに分割して支払われます。この企業は借手が組成時に高い信用リスクにあるため、借手が支払遅延または分割の一部の支払不能になると予想しています。

このローンは、IFRS 第 9 号に従って組成された信用減損の状態にあるとみなすことができますか。

回答

その可能性は極めて低いといえます。IFRS 第 9 号は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つまたは複数の事象が発生している場合には、その金融資産は信用減損している、と定義しています。上記の設例におけるローンは、そのような「事象」が発生することなく組成されているため、信用減損金融資産である可能性は少ないと考えられます。

IFRS 第 9 号 BC5.216 項は、金融資産が信用減損として組成された可能性がある稀な状況を説明したものです。また、価値が毀損している資産の大幅な条件変更が当初の金融資産の認識の中止を生じた例を検討しています。さらに、条件変更が、新たな資産が当初認識時に信用減損しているという客観的な証拠となる可能性があるため、新たに組成した資産が信用減損している可能性のある、稀な状況を説明しています。上記の例では、そのような条件変更は起きていません。

直接償却要件の信用減損資産への適用

質問

IFRS 第9号の公表以前において、国際会計基準(IAS)第39号およびIFRS第7号のいずれも、金融資産の直接償却の要件に関するガイダンスを提供していませんでした(ただし、IFRS第7号のB5項(d)(ii)は、引当金勘定に計上した金額を、減損した金融資産の帳簿価額に対して償却するための企業の規準の開示を要求していました)。IFRS第9号は、企業が、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産を直接償却する要求事項を導入しました。

「金融資産を回収するという合理的な予想を有していない」という文言について、どのように解釈しなければなりませんか。

回答

「金融資産を回収するという合理的な予想がない」の要点は、特定の事実および状況によって異なることになる判断の問題です。以下の表は、この判断を下す際に関連する可能性のあるいくつかの指標について検討したものです。これらの指標は、網羅的でも明確な基準を提供するものでもなく、単に企業の全体的な評価において考えられる検討事項としての役割を果たすものです。

指標	IFRS 第9号の直接償却規準への適用
保証／担保は実現されているか	保証が実現されていない範囲まで、将来キャッシュ・フローの合理的な予想が担保の公正価値に基づいて存在すると見込んでいる。ただし、IFRS第9号B5.4.9項は、担保の実現前に、金融資産の一部分からキャッシュ・フローを回収する合理的な予想がない場合には、その部分の認識を中止する必要があると示唆している。 保証／担保の実現後、企業は、償却すべき金額を決定するために、その他のキャッシュ・フローを回収する能力および経験について理解する必要がある。
現在、企業は負債の履行を強制しているか	負債の実行を中止している企業は、償却の指標となる可能性がある。ただし、IFRS第7号35F項(e)が「直接償却したが依然として履行強制活動の対象となる金融商品に係る方針に関する情報」を要求しているため、貸付金は、履行強制活動の継続中に償却される可能性がある。
予想される結果の範囲	予想キャッシュ・フローの範囲が広くなればなるほど、企業が、将来キャッシュ・フローの一部または全部を回収する合理的な予想を有していないと表明できる可能性は低くなる。

指標

IFRS 第 9 号の直接償却規準への適用

債務者の状況(例:清算または仮差押手続)

企業は、正式な清算またはその他の手続の完了時点でキャッシュ・フローを受取ることを見込んでいるのみである。そのため、すでに減損しているが、清算人が何を支払うかについて合理的に予想できない可能性がある。

ただし、債務者が清算時に特定の資産を返済するのに不十分な資産しか有していないことが明確である場合には、清算の完了前に直接償却される可能性がある。

期日経過日数

期日経過日数が指標として使用される場合、将来キャッシュ・フローの合理的な予想がないことを立証するため、直接償却時点後の回収レベルに関する客観的な証拠によって裏付けるが必要になる。

期日経過日数の単一の数字がすべてのポートフォリオに対して使用される、またはその指標が単独で十分であることはまれである。

最後に支払を受けて後の日数

上記の期日経過日数と同様

質問

「金融資産の回収の合理的な予想はない」という文言について、個々の資産レベルで適用すべきですか、それとも、ポートフォリオ・レベルで適用すべきですか。

回答

「金融資産を回収する合理的な予想を有していないか」どうかの判定は、金融資産の性質および信用リスクの特徴を考慮して、事実および状況に応じ、個々の金融資産レベルまたは金融資産ポートフォリオで行う必要があります。例えば、個人向け住宅ローンには類似する特徴があることを考慮し、ポートフォリオ・レベルで評価することが適切となる可能性はありますが、法人向けローンでは個別のローン・レベルで評価することが適切であることもあります。